

ARCO Trademark Newsletter

Latest news and topics on domestic & overseas trademarks

DOMESTIC TOPICS

氏名・氏・名は商標登録できるのか？

～ 人の名前に関連する商標法の規定 ～

「イヴ・サン・ローラン」、「フランク・ミュラー」、「森英恵(ハナエ・モリ)」など…。世の中には、人の名前がそのまま商標(ブランド)として使用されている例が数多く存在します。

それらは、無条件で商標登録されるのでしょうか？

「氏名」(フルネーム)の場合

商標法は、人の氏名(フルネーム)を商標登録する際の要件として、次のような規定を設けています。

➤ 現存する他人の氏名や著名な略称などは、その他人の承諾を得たものを除き、商標登録できない(商標法第4条第1項第8号の要約)。

つまり、氏名は、他に同姓同名の実在する人物がいなければ「その人」が出願する限り商標登録できます。

同姓同名の他人が存在する場合には、その人からの承諾がなければ商標登録できません。人は、自己の氏名を無断で商標登録されない権利を有しているのです。

冒頭で紹介した人の名前(ブランド)は、本人の(明示又は黙示の)承諾のもと、関連する会社により次のとおり商標登録されています(678712号はイヴ・サン・ローラン本人の存命時に登録)。

《 商標登録されている「氏名」の例 》

商 標	商標権者	登録番号
YVES SAINT LAURENT	イヴ サンロ・ラン パルファン	678712 等
FRANCK MULLER	エフエムティ エム デイスト リビュ ションリミテッド	2701710 等
森 英恵	株式会社ハナエモリ アソシエイツ	748414 等

故人の氏名はどうでしょうか？

商標法第4条第1項第8号の規定は、その他人が「現存」している場合に限り適用されます。例えば、「坂本龍馬」や「Pablo Picasso(パブロ・ピカソ)」など現存していない人物の氏名は上記(8号)が規定する「他人の氏名」には該当しません。

但し、故人の氏名をその故人と無関係の者が出願し、その故人の名声・名誉を傷つけるおそれなどがある場合には、商標登録は認められません(商標法第4条第1項第7号)。

《 登録が認められなかった又は無効とされた故人の氏名の例 》

商 標	審判番号
MARILYN MONROE	不服H01-5672
STEVE McQUEEN	不服H11-8776
福沢 諭吉	無効2004-89021

「氏」(ファミリーネーム)の場合

氏名(フルネーム)ではなく、氏(ファミリーネーム)はどうかというと、その氏がありふれている場合には商標登録は認められません。

商標法は、氏(フルネーム)については次のような内容の規定を設けています。

➤ ありふれた氏または名称を、普通に用いられる方法で表示したに過ぎない商標は、原則として商標登録できない(商標法第3条第1項第4号の要約)。

どのような氏(姓)が「ありふれたもの」に該当するかについては、商標審査基準では「電話帳にかなりの数を発見できるもの」が該当するとされていますが、特許庁の審査実務では、およそ「氏」と認められる商標については、「ありふれている」と判断して拒絶理由を通知する傾向があります。

《 登録が認められなかった「氏」の例 》

商 標	審判番号
青 柳	不服2010-20990
TASAKI	不服2010-19739
三 井	不服2009-9888

このような「ありふれた氏」が原則として商標登録を受けることができないのは、他人の商品やサービスと区別する為の標識としての機能(自他商品・役務識別力)を備えていないからです。

「名」(ファーストネーム)の場合

「名」については、商標法は特に規定を設けていません。その「名」が、特定の人物の著名な略称や愛称(例えば「イチロー」)に該当しなければ、商標登録は認められます。

《 商標登録されている「名」の例 》

商 標	登録番号
純 平	2332618
アキラ AKIRA	2493912
厚 子	4550144

☑ ココがポイント

氏名(フルネーム)は商標登録できる。但し、同姓同名の他人が存在する場合、その他人の承諾が必要。

故人の氏名は、その故人の名声・名誉を傷つけるおそれなどがある場合、商標登録できない。

氏(ファミリーネーム)は、ありふれている場合には商標登録できない。

名(ファーストネーム)は商標登録できる。

商標登録されるためには、本稿で説明する商標法の規定以外の全ての登録要件を満たす必要があります。

[弁理士 山本岳美]

